

第3日曜日  
(3月15日)

家庭の日

# す 町 報 え

昭和45年3月10日発行 第50号

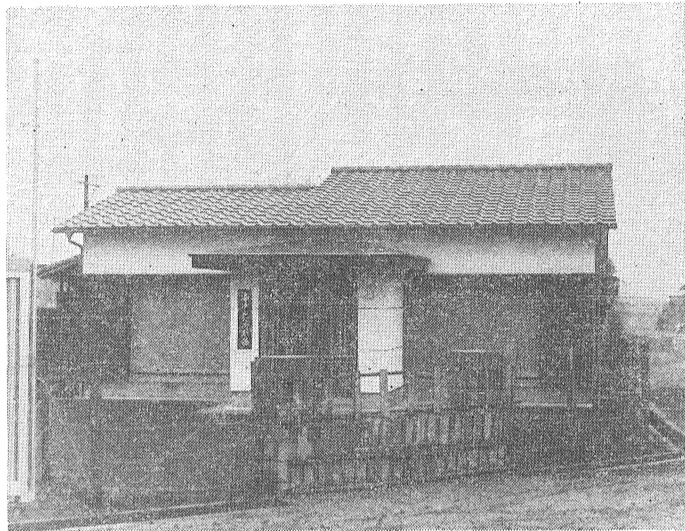
発行所  
福岡県粕屋郡須恵町役場  
TEL 宇美09293②1151  
印刷  
(資)小林印刷所

## 熱意と努力と和合の結晶

### 喜多区に公民分館が完成

喜多区にこのたび、公民分館が新築され、さる二月二十六日、めでたく落成式となりまことに、みごとな分館ができました。

中島分館長をはじめ、吉副建設委員長を中心に、喜多区民のかたが、おたがいに、心と手をしつかりとりあつて、困難と苦勞を力づくのりこえ、まつたく、汗とあぶらと自己和合の結晶であります。この美しい姿に、つよく感動するものであります。地域の社会生活は、集會活動をおして向上します。このため、集會の場、いこの場、茶の間など、多様な役割りをはたすものが公民館であります。じつに、住民の自治や、自立のよりどころであり、生活の根拠地であります。公民館は、社会連帯、自立共存の生活感情を育成し、そ



完成した喜多区公民分館

ろと、ますます、区民のかたが、公民分館を心のよりどころとして、よりよい運営と、意義ある活用によつて、福祉の向上に、すなわち、おたがいの幸福のための原動力として、おおいに、活用されんことを期待するものです。

### 九州縦貫自動車道の設計協議は どうなっているか

高速自動車道の性格が、地域に及ぼす影響は、私たち町民のすべての関心事であると思ひます。

この道路完成の結果が、須恵町の将来に暗影を投げかけるものであつてはなりません。大多数の土地所有者の犠牲が、未代まで報われないものであつてはならないことは言うまでもありません。

したがつて、設計協議にあつては、町としても、慎重に事を進めておきます。

設計協議を大きくわければ次の三つとなります。

一、交差構造物のこと  
二、側道のこと

三、バス、ストップのこと  
日本道路公団の基本的な態度は、すべて、機能補償の一言につきまします。

道路建設にともなう、有形無形の被害にたいする補償などは、全然、考慮の余地がないという公団側と、将来の地域計画を根本として、対抗する町とのあいだに、一年半にわたつて、設計協議がおこなわれております。

基本的な協議で、現在までには、ほとんどもつては、現在まで

一、側道について  
東側は、粕屋町境から、新原、五坑線交差点まで(一部香椎線附近は四米)は、六米

の側道ができるように用地を確保する。  
なお、西側は、機能補償的側道を最大限に確保する。  
二、バス、ストップ兼用パーキングエリアの設置について  
位置としては、大字旅石字古野、および、一ノ浦一体に設置し、道路供用開始のときには、バス、ストップとして正式供用できるように確約する。

三、交差構造物の位置  
交差構造物の構造などについては、問題点の残つていないものもありませんが、位置と方向については、ほとんど確認を終了しては、ほとんどもつては、現在まで

一、側道について  
東側は、粕屋町境から、新原、五坑線交差点まで(一部香椎線附近は四米)は、六米

の側道ができるように用地を確保する。  
なお、西側は、機能補償的側道を最大限に確保する。  
二、バス、ストップ兼用パーキングエリアの設置について  
位置としては、大字旅石字古野、および、一ノ浦一体に設置し、道路供用開始のときには、バス、ストップとして正式供用できるように確約する。

### ごみの処理についておねがい

ごみ処理につきまして、ご協力をお願いいたします。ご協力をお願いいたします。ご協力をお願いいたします。

くに、河川、および、堤、道路のり、あるいは、空地など不法なごみ処理をしている家庭が多数、みうけられまが、これからは、暖かくなるにつれて、悪臭、または、ハエなどの発生源となり、伝染病の流行とも結びつけられ、住民に迷惑をかけることとなります。ご協力をお願いいたします。

### 防犯メモ

少年を悪の道に追いこまなため

少年の福祉を害する犯罪は毎年ふえるいつぼうで、ますます、悪質化しています。

被害にかかる者は、家出少年が、不良少年のきざしのある少年で、その大部分は、周施屋により、悪徳業者に引き渡され、金もうけのために酷使されます。

そこで、少年のいる家庭は明るい環境をつくり、家出をさせないよう注意をすることです。

また、関係業者には、年少者をせつたいに雇用しないよう自粛をうながし、さらに、少年のいない家庭にも、社会から、不幸な少年を出さないように、地域ぐるみで、少年

一、鉾巻復旧農地との関連  
二、鉾巻復旧水路との関連  
三、溜池余水吐の構造及び位置  
四、溜池減水量確保の問題  
五、都市計画との関連  
六、側道橋の構造、及び事業費の問題

昭和四十三年十月に開始した設計協議は、縦貫道対策協

### 高令者の再加入ができます

#### 特別老令年金

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた方で、国民年金が充足した当時(昭和三十六年四月一日)年金に加入しそこなつた方でも、昭和四十五年一月一日より、加入の申し込みができるようになります。

毎月、七百五十円のかけ金を五年間、おさめれば、月二千五百円の年金が一生もらえます。

「はい、承知」の右足が駄目になるつもりでやれ「磯」はいい、「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

### はい!!

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

「磯、今日の試合で、お前の右足が駄目になるつもりでやれ」磯「はい、」

「回転レシーブ創技のはじめ河西選手」先生、こんなことは出来ません」大松「出来んから練習するんだ」河西「はい、」

### 放送席

戦没者の叙勲手続きをしていない方へ  
戦没者にたいする叙勲事務は、県援護課において進められておりますが、他県で戦没し、そのご、須恵町に入、寄留された遺族については、県に資料がないために、叙勲事務が進んでおりませんので、



# おかあさんとぼくと

## わたしの交通安全教室

四月からはじまる新学期は、こどもの交通事故のシーズンでもあります。

こどもを交通事故から守ることは、すべての人びとの心からの願いにもかかわらず、自動車交通の発達にともない、さいきん、増加する傾向にあつて、憂慮すべき状況にあります。

今日も、どこかの町かどで急ブレーキの音がきこえ、明日をになう、こどもの生命が失なわれているかもしれませ

です。

こどもと生活を共にする時間はいちばん、お母さんが長く、しつけや、教育の中心になるのもお母さんです。

お母さんの、こどもに及ぼす影響力は大であります。

こどもの特性や、心理を理解して、交通安全ママになつてください。

さらに、健康で、明るい毎日を送ることができるようにするのもお母さんの努力とするところであり、安全活動は家庭が中心になるべきで、お母さんがまず手本を示すことです。

この部分消化できなかつたために招く事故の多くあることを忘れてはなりません。低学年の児童は、幼児期からの肉体的な変化と同時に運動力も向上し、将来の人格を形づくるのに、大事な時期

です。

こどもと生活を共にする時間はいちばん、お母さんが長く、しつけや、教育の中心になるのもお母さんです。

お母さんの、こどもに及ぼす影響力は大であります。

こどもの特性や、心理を理解して、交通安全ママになつてください。

さらに、健康で、明るい毎日を送ることができるようにするのもお母さんの努力とするところであり、安全活動は家庭が中心になるべきで、お母さんがまず手本を示すことです。

# たいせつな郵便は受箱で

## 宇美郵便局からのお願い

郵便局では、皆さまのたいせつな郵便を、より早く、安全、確実にお届けすることを目標に、あらゆる努力をしておりますが、郵便受箱、表札がないために、誤つて配達したり、お届けできずに持ちかえつて、翌日配達するもの、やむをえず、土間に投げ込んで水にぬれたりするものがかなりあります。

◎ 郵便受箱(家族名入り)を設置していただき

◎ 郵便外務員は、一地区を三人ないし、五人が一組になつて輪番で、新人、ベテラン職員が交替で担当してありますが、郵便受箱、表札がありませんと、担当者が変つても、一定の場所に確実に配達されます。

◎ 郵便受箱が、より早く、安全、確実にお届けできるように、お届けできずに持ちかえつて、翌日配達するもの、やむをえず、土間に投げ込んで水にぬれたりするものがかなりあります。

◎ 家族全員の表札を出していただきますと、同姓の多い地域や、同居人のおられる家の誤つた配達が多くなります。

◎ この結果、配達作業の方法が統一されますので、事故郵便がなくなり、より早く、安全確実にお届けできます。

このように、郵便受箱や、表札の設置は、私どもにとつて必要なばかりでなく、お客様さまにとつても、利益がありますので、皆さまのご理解とご協力によつて、全戸、もれなく、郵便受箱、表札を掲出していただきますよう、お願いします。

なお、受箱を設置していただきますときは、郵政省標準規格品受箱をおすすめいたします。

# 火事の注意も

## 家事のうち

春は、気象条件が大火になりやすい時期です。

とくに、火災による死者が急激に増加の傾向にあり、まことに憂慮すべきことです。

これが、おもな原因として

さいきん、急速に普及した家庭燃料の取り扱いがあげられていますが、つぎの事項に

じゆうぶん、注意をして、火災の未然防止にご協力をお願いします。

一、就寝前の使用火の点検を励行すること。

二、老人、乳幼児、または、身体不自由な病人のみを残して外出しないこと、またできるだけ、避難しやすい場所に就寝させること。

三、火入れをおこなうときは必ず届出にもとづく許可を受けた上で実施すること。

さいきんは、郵便物が大型化、多様化していますので、せつかく設置していただいても、小さな受箱では、郵便物が入らなくて、汚れることになり、新らしく備えられる場合、または、お取替になる場合は、なるべく、郵政標準規格品を備えていただきますよう、お願いします。

現物は、郵便局に準備しておきますので、お申しこみただければ、直ちにお届けいたします。

代金は、一個七百円になっていますので、念のため、申しそえます。

郵政省では、郵便の激増に対応するため、郵便番号自動読み取り区分機を開発して、四十二年七月から、郵便物を差し出されるときは、郵便番号を記入していただき、これを機械で読み分けて区分する方法を進めてきましたが、こ

乙植木消防格納庫と火見櫓が完成

火災より、乙植木区民二三〇戸の生命財産などをまもる施設としてのポンプ格納庫、及び、火見櫓が、長い年月を経て、二月十二日に完成

# 児童扶養手当の手引き

児童扶養手当とは、父親のない児童の心身が、すこやかに成長することを目的として支給されるものです。

手当をもらえる児童は、義務教育終了前で、つぎに該当する者です。

一、父母が婚姻を解消した児童

二、父が死亡した児童

三、父が廃疾(国民年金法の一級程度の障害)

四、父の生死が明らかでない児童

五、父が引つづき、一年以上遺棄している児童

六、父が法令によつて、引つづき一年以上拘禁されている児童

七、婚姻ではなくて、生れた児童で父の認知を受けていない者

八、すて子なので、婚姻によつて生れたかどうか、明らかでない児童

(ただし、恩給や、国民年金などの公的年金を受けている

人は支給されません)

◎特別児童扶養手当は、精神または、身体におもひ障害があるため、日常生活において、親などの介添えや、監護が常に必要なような児童の生活を向上させるために、つぎにあてはまる児童の親、または、養育者(児童と同居して監護し、かつ、生計を維持している者)に支給されます。

一、二十才未満の児童であつて、精神の発達が非常におくれていて、日常生活において、つねに、親などの介添えや、監護が必要である児童

二、身体におもひ障害(国民年金法の一級程度の障害)のある児童

児童扶養手当を請求する母または、養育者の扶養義務者(父、母、祖父母、子、孫、兄弟、姉妹)の前年の収入に応じて制限があります。

昭和43年の所得による所得制限限度額

扶養親族の数	支給対象		配偶者及び扶養義務者	
	給与所得の収入額	限度額	給与所得の収入額	限度額
0人	470,000	300,000	725,000	504,750
1人	570,000	380,000	882,500	634,688
2人	670,000	460,000	960,000	705,125
3人	767,727	540,000	1,037,500	776,813
4人	864,697	620,000	1,115,000	850,000
5人	954,459	700,000	1,192,500	927,500
6人	1,040,945	780,000	1,270,000	1,005,000
7人	1,125,000	860,000	1,347,500	1,082,500
8人	1,205,000	940,000	1,425,000	1,160,000

児童扶養手当支給額

児童1人の場合	改正前		改正後	
	改正前	改正後	改正前	改正後
児童1人の場合	1,900円	2,100円	1,900円	2,100円
2人	2,600	2,800	2,600	2,800
3人以上の場合	2,600円に3人以上の児童1人につき400円加算	2,800円に3人以上の児童1人につき400円加算	2,600円に3人以上の児童1人につき400円加算	2,800円に3人以上の児童1人につき400円加算

◎俳句

春近し瀬の本峠も  
かけろうたく風を見あげる  
(旭ヶ丘 佐藤)

背(せな)にして唇を  
数えろいとし子の  
新入学のランドセルかな  
(上須恵 古川)

ブルドーザー  
遺跡の土をこなごなに  
押す  
(旭ヶ丘 佐藤)

静まれど  
ねぎあらうわれ強く  
打ちかく  
建設の槌音高く  
さざ波の岸辺の下は  
静まれど  
ねぎあらうわれ強く  
打ちかく

短歌

ふきのつぼみ匂いし椀の  
ふきのつぼみ匂いし椀の  
春の息吹きの初釜の席  
あたたかく  
鎖ざされし唇をめくる  
元旦に  
一歩進まん七〇年を  
(新原 矢野)

できあがった消防施設

乙植木消防格納庫と火見櫓が完成

火災より、乙植木区民二三〇戸の生命財産などをまもる施設としてのポンプ格納庫、及び、火見櫓が、長い年月を経て、二月十二日に完成

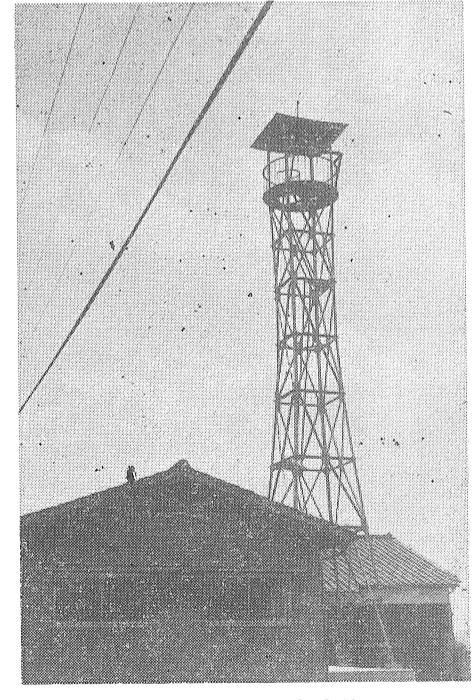
児童扶養手当請求者、係まで相談してください。

児童扶養手当請求者、係まで相談してください。

扶養親族の数	支給対象		配偶者及び扶養義務者	
	給与所得の収入額	限度額	給与所得の収入額	限度額
0人	470,000	300,000	725,000	504,750
1人	570,000	380,000	882,500	634,688
2人	670,000	460,000	960,000	705,125
3人	767,727	540,000	1,037,500	776,813
4人	864,697	620,000	1,115,000	850,000
5人	954,459	700,000	1,192,500	927,500
6人	1,040,945	780,000	1,270,000	1,005,000
7人	1,125,000	860,000	1,347,500	1,082,500
8人	1,205,000	940,000	1,425,000	1,160,000

児童1人の場合	改正前		改正後	
	改正前	改正後	改正前	改正後
児童1人の場合	1,900円	2,100円	1,900円	2,100円
2人	2,600	2,800	2,600	2,800
3人以上の場合	2,600円に3人以上の児童1人につき400円加算	2,800円に3人以上の児童1人につき400円加算	2,600円に3人以上の児童1人につき400円加算	2,800円に3人以上の児童1人につき400円加算

児童扶養手当請求者、係まで相談してください。



できあがった消防施設

歌壇

短歌

ふきのつぼみ匂いし椀の  
ふきのつぼみ匂いし椀の  
春の息吹きの初釜の席  
あたたかく  
鎖ざされし唇をめくる  
元旦に  
一歩進まん七〇年を  
(新原 矢野)

さざ波の岸辺の下は  
静まれど  
ねぎあらうわれ強く  
打ちかく  
建設の槌音高く  
ブルドーザー  
遺跡の土をこなごなに  
押す  
(旭ヶ丘 佐藤)

背(せな)にして唇を  
数えろいとし子の  
新入学のランドセルかな  
(上須恵 古川)

ブルドーザー  
遺跡の土をこなごなに  
押す  
(旭ヶ丘 佐藤)

静まれど  
ねぎあらうわれ強く  
打ちかく  
建設の槌音高く  
ブルドーザー  
遺跡の土をこなごなに  
押す  
(旭ヶ丘 佐藤)

静まれど  
ねぎあらうわれ強く  
打ちかく  
建設の槌音高く  
ブルドーザー  
遺跡の土をこなごなに  
押す  
(旭ヶ丘 佐藤)